

通所介護(通所サービス)

リハビリデイサービスささゆり運営規程

(事業の目的)

第1条 伊賀リハビリライフサポート株式会社が開設するリハビリデイサービスささゆり(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護(要支援)状態にある高齢者に対し、適正な通所介護(通所サービス)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護(通所サービス)の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護(要支援)者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 リハビリデイサービスささゆり
- ② 所在地 三重県伊賀市上野田端町1004番3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
 - 生活相談員 2 名以上(常勤 2 名)
生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申し込みに係る調整、介護支援事業との連携・調整を行い、また他の従事者と協力して通所介護(通所サービス)計画の作成等を行う。
 - 介護職員 6 名以上(常勤 6 名、非常勤 2 名)
介護職員は、個別計画に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。
 - 看護師 1 名以上(非常勤 1 名)
看護師は、利用者の健康状態の確認等を行い、必要に応じ医療行為等を行う。
 - 機能訓練士 2 名以上(常勤 2 名、非常勤 3 名)
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から15日、12月30日から1月3日までを除く。尚、振替により土、日も営業する場合あり。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- 1単位 39名(通常規模)

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、通所介護(通所サービス)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬(伊賀市総合事業報酬)の告示上の額とし、通所介護(通所サービス)が法定代理受領サービスであるときは、その本人負担割合の額とする。

① 日常生活動作の機能訓練 ② 生活指導(相談援助) ③ 健康チェック ④ 送迎

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護(通所サービス)に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり 15円徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護(通所サービス)費用は、30分あたり500円を徴収する。

4 おむつ代は、50円から150円とする。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、伊賀市内(事業所より送迎車にて 30 分圏内)

旧 上野市、阿山町、伊賀町、大山田村は全域、旧 青山町は一部(阿保、別府、寺脇地区のみ)とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第10条 通所介護(通所サービス)の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する通所介護(通所サービス)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する通所介護(通所サービス)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

② 虐待の防止のための指針を整備する。

③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助

言、指導を求めるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(非常災害対策)

第13条 管理者は、消防法施行細則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業者は、非常災害時に伊賀市消防署及び伊賀市高齢福祉課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元自治体との協力・連携体制を図る。

3 事業者は、非常災害時に利用者のために、最低でも3日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行う。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所介護(通所サービス)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(個人情報の保護と管理方法)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

(苦情処理)

第17条 通所介護(通所サービス)の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した通所介護(通所サービス)に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した通所介護(通所サービス)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

① 採用時研修 採用後6カ月以内

② 継続研修 年1回以上(虐待防止、権利擁護、認知症ケア、リハビリ、苦情・事故・衛生)

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 事業所は、適切な通所介護(通所サービス)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は伊賀リハビリライフサポート株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 24 年 9 月 15 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 9 月 17 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 10 月 21 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 11 月 18 日から施行する。
この規定は、平成 26 年 1 月 21 日から施行する。
この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 26 年 7 月 14 日から施行する。
この規定は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。